

はじめに

商業登記規則の改正によって、平成28年10月1日以降の商業登記申請の際に株主総会の決議を要する場合等には、株主の氏名または名称および住所、株主が有する株式の数および議決権の数ならびに議決権割合を記載した、「株主の氏名または名称、住所および議決権等を証する書面（株主リスト）」（以下、本書中は「株主リスト」といいます）の添付が必要となりました。商業登記の申請において株主総会決議が必要とされる場面は多いので、株主リストを添付しなければならないケースも多岐にわたります。

そして、株主リストには、株主の氏名・住所や株式数などの株主の情報を記載するため、各株式会社において株主名簿が整っていることが必要となります。

しかしながら、中小企業などにおいては株主名簿が作成されていなかったり、作成されていたとしても名義株や行方不明株主の問題で正確な株主名簿でなかったりすることも現実には多いようです。

そこで本書では、新たに商業登記申請の際の添付書類となった株主リストの作成方法のほか、その前提となる株主名簿の整備方法についてまとめております。

これまで、株主名簿の見直しという作業はあまり行われてこなかったと思われますが、今後は登記の申請の際に株主名簿を前提とした株主リストが必要になることが多くなりますので、これを機会に各社の株主名簿の整備が進むことを期待いたします。

平成28年9月

司法書士・行政書士 永淵圭一

目次

第1章 株主リストについて

- 1 平成28年商業登記規則改正の概要と目的…………… 6
- 2 株主リスト添付の対象になる法人…………… 9
- 3 株主リスト添付が必要となる時期…………… 11
- 4 株主リストの添付が必要となるケース…………… 12
- 5 株主リストの内容および記載例…………… 15
 - ① 株主全員の同意を要する場合 15
 - ② 種類株主全員の同意を要する場合 20
 - ③ 株主総会の決議を要する場合 23
 - ④ 種類株主総会の決議を要する場合 33
 - ⑤ 同族会社等の判定に関する明細書を利用する場合 38
 - ⑥ 有価証券報告書を利用する場合 44
- 6 株主リスト作成の際の注意点…………… 50
 - ① 原則は、株主総会決議等を要する登記事項ごとに作成 50
 - ② 議決権を行使することができたすべての株主の議決権が対象 51
 - ③ 株主の氏名等の記載の範囲 51
 - ④ 種類株式発行会社は種類株式の種類および種類ごとの数も記載 53
 - ⑤ 議決権の数および議決権割合 53
 - ⑥ 会社実印を押印する 54
 - ⑦ 同族会社等の判定に関する明細書や有価証券報告書を利用する場合 54
- 7 株主リストを添付書類とする場合の登記申請例…………… 55

第2章 株主名簿整備について

1 株主名簿について	66
① 株主名簿とは	66
② 株主リストの前提資料としての株主名簿の重要性	68
2 株主名簿の記載例	70
① 普通株式のみ・株券不発行会社の株主名簿の例	70
② 普通株式のみ・株券発行会社の株主名簿の例	72
③ 種類株式発行・株券不発行会社の株主名簿の例	74
3 株主名簿の整備	76
① 設立時の定款の利用	76
② 設立時の定款の探し方	78
③ 同族会社等の判定に関する明細書の利用	81
④ 関係者からの聞き取り調査	82
4 株主名簿の名義書換の方法	84
① 株式譲渡による株主名簿の名義書換	84
② 株主名簿の効力	85
③ 株式譲渡の流れと各種記載例	85
④ 株式譲渡契約の締結	91
⑤ 相続による株主名簿の名義書換	94
⑥ 株主名簿記載事項証明書の請求	96
5 名義株について	98
① 名義株とは	98
② 名義株にまつわる問題点	99
③ 名義株についてとるべき対策	100
6 所在不明株主について	103
① 所在不明株主の存在	103
② 所在不明株主の株式の売却	105
③ 所在不明株主の株式売却許可申立手続について	108
④ 株式売却代金の支払い	112

巻末資料

- 1 商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）（平成 28 年 6 月 23 日付法務省民商第 98 号）…………… 114
- 2 商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（依命通知）（平成 28 年 6 月 23 日付法務省民商第 99 号）…………… 123
- 3 商業登記規則改正の新旧対照条文…………… 128
- 4 商業登記規則（昭和 39 年 3 月 11 日法務省令第 23 号）…………… 134

凡 例

法令名の表記について、括弧書き内において用いている略語は次のとおりです。

会	……	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
会	規	…… 会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）
規	則	…… 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）

第1章

株主リスト について

1 平成28年商業登記規則改正の概要と目的

ポイント

☆株主総会の決議を要する場合等において、新たな添付書面として株主リストを追加

☆登記簿の附属書類の閲覧に関する改正

このたび商業登記規則が改正され、平成28年4月20日に公布、平成28年10月1日から施行となりました。

今回の改正の主なポイントは、株式会社等の登記申請の際の新たな添付書面として、いわゆる「株主リスト」が追加されたことです（改正規則61条2項、同3項）。これは、登記すべき事項の変更・設定等に、株主総会または種類株主総会の決議を要する場合、もしくは株主または種類株主全員の同意を要する場合、「株主の氏名または名称および住所」「当該株主のそれぞれが有する株式の数および議決権の数」等といった事項を証する書面を添付しなければならない、というものです。

法務省によると、この改正は、消費者保護または犯罪防止の観点から登記の真実性を確保し、また、登記所が法人の所有者情報を把握することで法人格の悪用を防止することを目的として行われています。近年、株主総会議事録等を偽造して不正な登記が行われ、商業登記を悪用した犯罪や違法行為が後を絶たないため、主要株主の情報を登記所に提供することを求めることで、不正の登記を防止し、登記の真実性を確保することが狙いとのことです。

なお、上記の改正と併せて、登記簿の附属書類の閲覧申請に関し、閲覧しようとする部分の特定と、利害関係を証する書面を求める商業登記規則の改正も行われています（改正規則21条）。

改正前は、「登記簿の附属書類一式」という閲覧請求も可能で、

閲覧についての利害関係の疎明は不要とされていました。しかし、改正後は、閲覧の申請にあたっては閲覧しようとする附属書類の部分を特定し、その閲覧しようとする部分について利害関係を証する書面を添付しなければならないとされました。これは、登記所における登記簿の附属書類の閲覧請求に適切に対応するための規定の整備であると説明されています。

本書においては、今回の商業登記規則改正のうち、登記実務に大きな影響を与えることになる株主リストについて取り上げ、また株主リストの基となる株主名簿に関連する事項を中心に記していくことにします。

【参考】改正後の条文

<商業登記規則第 61 条第 2 項>

登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。

- ①株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数
- ②種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数

<同規則第 61 条第 3 項>

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第 319 条第 1 項（同法第 325 条において準用する場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数

の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合には、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

① 10名

② その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

2 株主リスト添付の対象になる法人

ポイント

☆株式会社（有限会社含む）・投資法人・特定目的会社を対象

☆合同会社その他の法人は対象外

今回の改正で株主等のリストが添付書面とされた法人は、株式会社の他には投資法人と特定目的会社の2つの法人です。

投資法人とは、不動産等の特定資産に対し投資して運用することを目的として、投資信託および投資法人に関する法律に基づき設立された社団のことをいい、不動産投資信託のために設立されることが多いです。投資法人は会社法の規定が多く準用されていて株式会社の組織形態に似ている部分があり、例えば株主に相当するものは「投資主」、株主総会に相当するものが「投資主総会」といいます。投資法人の場合は、投資主総会決議等を要する場合には、「投資主リスト」が添付書類となります。

また、特定目的会社とは、資産の流動化に関する法律に基づき設立される法人のことをいい、不動産の証券化など特定の目的のために設立されます。特定目的会社も会社法の規定が多く準用されており、例えば株主に相当するものは「社員」、株主総会に相当するものは「社員総会」といいます。また、取締役と監査役をそれぞれ1名以上置くことが必要とされています。特定目的会社の場合は、社員総会決議等を要する場合には、「社員リスト」が添付書類となります。

なお、有限会社（特例有限会社）は、会社法上では株式会社とされており、株主リストの添付が必要な法人となります。

一方、合同会社・合資会社・合名会社といった持分会社や、一般

社団法人・一般財団法人等その他の法人は、今回の改正の対象外とされているのでリストの添付は不要です。

【参考】

<投資法人登記規則（平成 10 年 11 月 27 日法務省令第 51 号）>

（商業登記規則の準用）

第 3 条 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項、（中略）、第 61 条第 1 項から第 8 項まで、（中略）、第 117 条並びに第 118 条の規定は、投資法人の登記について準用する。

（以下省略）

<特定目的会社登記規則（平成 10 年 8 月 7 日法務省令第 37 号）>

（商業登記規則の準用）

第 3 条 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項、（中略）、第 61 条第 1 項から第 8 項まで、（中略）、第 117 条並びに第 118 条の規定は、特定目的会社の登記について準用する。

（以下省略）

執筆者略歴

永瀨 圭一 (ながふち けいいち)

司法書士・行政書士ながふち事務所 所長

<著 書>

『ケース別 株式会社・有限会社の役員変更登記の手続』(日本法令)

『司法書士・行政書士に読んでほしい会社設立時の税務の話』(共著、日本法令)

<連絡先>

〒113-0033 東京都文京区本郷1-5-17 三洋ビル3階36号

TEL 03-3813-6124

URL <http://www.nagafuchi.net/>

E-mail info@nagafuchi.net

【主な参考文献】

- ・商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(平成28年6月23日付法務省民商第98号、第99号)
- ・法務省ホームページ「株主リスト」が登記の添付書面となります」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html)
- ・江頭憲治郎著「株式会社法(第6版)」(有斐閣)
- ・江頭憲治郎、中村直人編著「論点体系 会社法1・2」(第一法規)
- ・松井信憲著「商業登記ハンドブック(第3版)」(商事法務)
- ・後藤孝典、野入美和子、牧口晴一他著「中小企業における株式管理の実務」(日本加除出版)
- ・税経通信2016年7月号「【特集Ⅱ】非上場株における「名義株」トラブルの防止と解消法」(税務経理協会)